

令和2年5月12日

神奈川県福祉用具専門相談員指定講習指定事業者 各位

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る福祉用具専門相談員指定講習事業における
通信の方法による講義の実施について（通知）

本県の福祉行政につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から別添のとおり事務連絡があり、これを受け、本県では、講義（科目内において演習と併せて実施される講義を除く。）に限り、インターネット等を活用した通信の方法により、担当講師が対面して実施する方法も可能とします。

その際は、技術的あるいは経済的な理由等により、研修受講者が研修を受講できない等の不利益が生じないよう、十分に配慮してください。

通信の方法に変更する場合は、福祉用具専門相談員指定講習変更届（第6号様式）に変更後の研修日程表、実施方法等を添付し、知事に提出してください。

なお、研修における演習及び実習の実施にあたっては、集団感染を防止するために1回の演習等の受講者を少人数にした上で、席の間隔を空けるなど十分な感染防止対策を実施してください。

また、今般の通知については、新型コロナウイルス感染症の影響下限りの取扱いとなりますので、ご注意ください。

問合せ先

福祉介護人材グループ 諸橋

電話 045-210-4768（直通）

電子メール care-worker@pref.kanagawa.jp